

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300125号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300105号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年10月1日から平成31年2月1日まで

A社には平成30年10月1日に入社し、正社員として勤務していたが、同年10月1日から同年10月17日までの期間は厚生年金保険の被保険者記録がなく、同年10月17日から平成31年2月1日までの期間は、同被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与明細書、労働者名簿及び労働条件通知書並びに雇用保険の加入記録によると、請求者の入社年月日は平成30年10月17日であり、請求期間のうち、同年10月1日から同年10月16日までの期間は、同社に勤務していなかったことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成30年10月17日から平成31年2月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給与明細書によると、請求者は、当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。